

最低賃金法 適用除外

厚労省ホームページより

地域別最低賃金は、産業や職種にかかわらず、都道府県内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されます(パートタイマー、アルバイト、臨時、嘱託などの雇用形態や呼称の如何を問わず、すべての労働者に適用されます。)

なお、一般の労働者より著しく労働能力が低いなどの場合に、最低賃金を一律に適用するとかえって雇用機会を狭めるおそれなどがあるため、次の労働者については、使用者が都道府県労働局長の許可を受けることを条件として個別に最低賃金の減額の特例が認められています。

- (1) 精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い方
- (2) 試の使用期間中の方
- (3) 基礎的な技能等を内容とする認定職業訓練を受けている方のうち厚生労働省令で定める方
- (4) 軽易な業務に従事する方
- (5) 断続的労働に従事する方

具体的には

① 精神又は身体の障害者

減額特例許可記入要領パンフレット（精神又は身体の障害者用）より

「精神又は身体の障害により著しく労働能力の低い者」(最賃法第7条第1号)

-1 単に障害があるだけでは、許可の対象とはなりません。その障害が従事しようとする業務の遂行(※1)に直接支障を与えていることが明白である必要があります。

また、業務の遂行に直接支障があったとしても、その支障の程度が著しい場合(※2)でなければ、許可の対象とはなりません。

※1 許可を受けていても、許可された業務以外の業務に従事する場合には、一般の労働者と同じ最低賃金額が適用されます。

※2 支障の程度が著しいとは、当該労働者の労働能率の程度が、比較対象労働者(2頁3(2)参照)の労働能率の程度にも達しない場合をいいます。

-2 減額率は、比較対象労働者(参考様式5頁)に対する労働能率の程度に応じた率を上限として、減額対象労働者の職務内容、職務の成果、労働能力、経験等を総合的に勘案して定めることとなります。

☆ 比較対象労働者(減額対象労働者と労働能率の程度を比較する労働者)は、同じ事業場で働く他の労働者のうち、減額対象労働者と同一または類似の業務に従事していて、かつ、減額しようとする最低賃金額と同程度以上の額の賃金が支払われている方の中から、最低の能力を有する方を選定。

☆ 減額率: 減額対象労働者と比較対象労働者の労働能率を数量的に把握して比較し、減額できる率の上限となる数値を算出します。

② 試用期間

減額特例 を適用できる

減額特例とは、都道府県労働局長の許可を受けたときは、一定の範囲の者につき最低賃金を一定率減額したうえで適用するというもの。本採用前の試用期間中の従業員は、減額特例の対象となります。なお、減額特例の対象となる試用の期間は、労働協約・就業規則または労働契約で定めなければなりません。

「試の使用期間中の者」(最低賃金法第 7 条第2号)

[最低賃金法第 7 条第 2 号 「試の使用期間中の者」用リーフレット](#) (厚生労働省)より

次のように「試の使用期間」中に減額対象労働者の賃金を最低賃金額未満とすることに合理性がある場合に限られます。

- ② 申請のあった業種又は職種の本採用労働者の賃金水準が最低賃金額と同程度であること。
- ② 申請のあった業種又は職種の本採用労働者に比較して、試の使用期間中の労働者の賃金を著しく低額に定める慣行が存在することなど減額対象労働者の賃金を最低賃金額未満とすることに合理性があること。

期間は、最長でも6箇月としてください。

減額できる率の上限となる数値は 20%です。(最低賃金法施行規則第 5 条)

③ 職業訓練

「基礎的な技能及び知識を習得させるための職業訓練を受ける者」(最低賃金法第 7 条第3号)

職業能力開発促進法(昭和 44 年法律第 64 号)第 24 条第 1 項の認定を受けて行われる職業訓練のうち職業に必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させることを内容とするものを受ける者であって厚生労働省令で定めるもの

☆職業を転換するために職業訓練を受けるもの以外の者

訓練期間を通じて1日の生産活動に従事する時間(所定労働時間から認定を受けて行われる職業訓練の時間が、所定労働時間の3分の2程度以上である訓練年度や訓練期間が 2 年又は 3 年であるものの最終年度については原則として許可の対象とはなりません。

減額率

(減額できる率の上限となる数値の算出例)

1 日平均の所定労働時間数が7時間、1 日平均の職業訓練時間数が3 時間とした場合、
 $3\text{時間} \div 7\text{時間} \times 100 = 42.857\% \div 42.85\%$
したがって、減額できる率の上限は、42.85%となります。

④ 軽易な業務(最低賃金法第 7 条第 4 号)

比較対象労働者(減額対象労働者と業務の負担の程度を比較する労働者)は、同じ事業場で働く他の労働者のうち、減額対象労働者と異なる業務に従事していて、かつ、最低賃金額と同程度以上の額の賃金が支払われている方の中から、業務の負担の程度が最も軽易な方を選定してください。